
DNV・GL

ENEOSホールディングス株式会社

グリーンボンド適格性 債券発行前

DNV GL 検証報告書



2020年11月

DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

目次

報告書サマリー	3
I まえがき	4
II スcopeと目的	5
III 発行体の経営層の責任と DNV GL の責任	6
IV DNV GL 意見の基礎	6
V 評価作業	7
VI 観察結果	8
VII DNV GL の意見	12
スケジュール 1 : グリーンボンド候補プロジェクト	13
スケジュール 2 : グリーンボンド適格性評価手順	14

改訂履歴

発行日	変更内容
2020年06月04日	内部レビュー用ドラフト報告書
2020年11月10日	初版発行

報告書サマリー

ENEOS ホールディングス株式会社（以下、「発行体」）は、再生可能エネルギー事業である室蘭バイオマス発電所（以下、「室蘭バイオマス」）を資金使途とするリファイナンスのための資金調達を目的としたグリーンボンドの発行を計画しています。DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社（以下、「DNV GL」）は、発行体からの委託に基づき、発行体の策定したグリーンボンド・フレームワーク、及びそれに基づき発行が計画されているグリーンボンドが、ICMA のグリーンボンド原則 2018（以下、「GBP」）、及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2020（以下、「GBGLs」）を満たしていることを検証しました。その結果、グリーンボンドが、GBP 及び GBGLs の要求事項に準拠していないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められませんでした。GBP の中核要素である 4 つの要素に対する評価結果の概要は以下の通りです。

要素 1. 調達資金の使途：

フレームワークは資金使途の適格クライテリアを、再生可能エネルギー事業である室蘭バイオマスと定義しています。これは GBP に明示されている適格グリーンプロジェクト分類に合致します。調達資金は、室蘭バイオマスへ全てリファイナンスされる予定です。室蘭バイオマスは明確な環境改善効果（CO₂ 排出量の削減）をもたらすことが期待され、発行体のグループ CSR 最優先課題の一つである「低炭素社会の形成」及びその具体的な取り組み項目である「CO₂ 排出削減」の推進に貢献すると考えられます。

要素 2. プロジェクトの評価と選定のプロセス：

発行体は、グループの「CSR に関する基本方針」や「ENEOS グループ行動基準」に基づき CSR 活動の重点分野を定めており、特に環境面では CO₂ 排出削減に係る目標を掲げています。これら方針・目標に基づき、発行体による適切な社内意思決定プロセスを経て、室蘭バイオマスの評価及び選定が実施されています。室蘭バイオマスは GBP における適格なグリーンプロジェクトの事業区分（再生可能エネルギー）、及び GBGLs における調達資金の使途の具体例として挙げられている事業に該当していることを確認しています。

要素 3. 調達資金の管理：

発行体は、内部統制システムの基本方針に基づき、業務の適正を確保するための内部統制を整備しており、これに基づいた業務手順及びフローチャートに従って、調達資金の充当先を追跡できる管理を備えています。またグリーンボンドの調達資金は、発行後すぐに室蘭バイオマスに全額一括して遅滞なくリファイナンスされ未充当残高は発生しない予定です。これらは GBP 及び GBGLs に合致します。

要素 4. レポートニング：

発行体は、グリーンボンド発行から資金充当完了までの期間、調達資金の充当状況を、発行体のウェブサイトにて年次で開示することを予定しています。また、グリーンボンド発行から償還までの期間、環境改善効果として、室蘭バイオマスの送電端出力及び CO₂ 排出削減量を指標として、当社ウェブサイトにて年次で開示することを予定しています。これらは GBP 及び GBGLs に合致します。

補足として、DNV GL は、債券発行額等が決定された後、検証報告書を改訂し明確にする予定です。また発行体は、グリーンボンドが前述の原則・ガイドラインの主要な要素に準拠していることを確認するため、DNV GL による債券発行後検証を実施することを計画しています。

I まえがき

i. 発行体について

ENEOSホールディングス株式会社（以下、「発行体」）は、ENEOS、JX石油開発、JX金属の3つの事業もしくは事業会社を傘下にもつENEOSグループの持ち株会社であり、国内最大手のエネルギー企業です。

発行体は、グループの「CSRに関する基本方針」を策定しています。この基本方針に基づき、かつグループ行動基準の14項目を集約する中で、CSR活動における8つの重点分野を定めています。特に環境分野での取り組みにおいては、CSR最優先課題の一つとして「低炭素社会の形成」を課題として掲げ、グループとしてCO₂排出削減（自的努力による削減量）に取り組むべきだと考えており、サプライチェーン全体におけるCO₂排出削減量をKPIとしています。目標設定においては、グループの中期環境経営計画（2020～2022年度）および2030年度における環境目標として下記を掲げています（2009年度比）。

- | | |
|--|------------|
| ■ 低炭素社会への貢献 CO ₂ 削減目標（2022年度） | 428万トン削減 |
| ■ 長期環境目標（2030年度） | 1,017万トン削減 |

ii. グリーンボンド・フレームワークについて

発行体は、グループとしてのCO₂排出削減を促進する具体的な取り組みとして、再生可能エネルギーの導入を進めています。今回発行体は、新たに策定したグリーンボンド・フレームワーク（以下、「フレームワーク」）を活用して、環境改善効果（CO₂排出削減）の期待される再生可能エネルギー（バイオマス発電）プロジェクトのリファイナンスのための資金調達にグリーンボンドを発行する計画です。すなわち調達資金は、以下の適格グリーンプロジェクト分類に沿ったグリーンプロジェクトに充当されます。

- 再生可能エネルギー（発電、送電、機器及び製品を含む）

II スコープと目的

発行体は、DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社（以下、「DNV GL」又は「我々」）に債券発行前検証を委託しています。DNV GL における債券発行前検証の目的は、独立した検証機関として、発行体のグリーンボンド及びグリーンプロジェクト候補が下記の適用される基準もしくはガイドラインに合致しているかについて検証することです。

(1) レビューのスコープ

レビューは以下の項目について評価し、GBP の主要な 4 要素の主旨との整合性について確認されました

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 調達資金の使途 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの選定と評価のプロセス |
| <input checked="" type="checkbox"/> 調達資金の管理 | <input checked="" type="checkbox"/> レポーティング |

(2) レビュー提供者の役割

- | | |
|---|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> コンサルタント・レビュー(セカンド・オピニオンを含む) | <input type="checkbox"/> 認証 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 検証 | <input type="checkbox"/> 格付け |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他: グリーンボンド発行登録のためのレビューを提供 | |

(3) 適用される基準もしくはガイドライン

No.	基準もしくはガイドライン	発行者	適用レベル
1.	グリーンボンド原則 2018(GBP)	国際資本市場	適用
2.	グリーンボンドガイドライン 2020 年版(GBGLs)	環境省	適用
3.	気候ボンド基準 3.0 版(CBS)のセクター技術基準	気候ボンドイニシアチブ	参照 (適用可能な技術基準)

DNV GL は、発行体との間で合意された契約書に示された本業務の作業範囲を遂行するにあたって、利害関係が予見される直接的な株主としての関係を含めて、発行体との間にその他一切の業務上の関係を保持していません。またこの報告書では、グリーンボンドの財務的なパフォーマンス、いかなる投資の価値、あるいは長期的な環境便益に関する保証も提供されません。

Ⅲ 発行体の経営層の責任と DNV GL の責任

発行体の経営層は、DNV GL がレビュー結果を提供するまでの間に必要な情報やデータを提供しています。DNV GL の声明は独立した意見を表しており、我々に提供された情報に基づき、確立された適格クライテリアが満たされているかどうかについて、発行体の経営層及びグリーンボンドの利害関係者に情報提供することを意図としています。我々のレビューは、発行体から提供された情報及び事実に依拠しています。

DNV GL は、この意見表明の中で言及されたプロジェクト及び資産のいかなる側面についても責任を負わず、また提供される試算、観察結果、意見、または結論が不正確な場合、責任を負うことができません。すなわち DNV GL は、発行体から提供される情報やデータ及びこの評価の基礎となる情報やデータが正確でない又は不完全な場合には責任を負うことはありません。

Ⅳ DNV GL 意見の基礎

DNV GL は、発行体にとってより柔軟なグリーンボンド適格性評価手順（以下、「評価手順」）を作成するために、GBP や GBGLs の要求事項を適用し、また CBS のセクター技術基準を参照しました。この評価手順は GBP と GBGLs に基づくグリーンボンドに適用可能です。本報告書のスケジュール-2 に、DNV GL の評価手順が記載されています。

DNV GL の評価手順は、DNV GL の意見表明の根拠に資する一連の適切なクライテリアを含んでいます。そのクライテリアの背景にある包括的な原則は、グリーンボンドは「環境及び社会便益をもたらす新規又は既存プロジェクトのための資本調達や投資を可能とする」べきである、というものです。

DNV GL の評価手順に従って、レビュー対象であるフレームワークに対する原則は、以下の 4 つの要素にグループ分けされます。

- **要素 1：調達資金の使途**：調達資金の使途の基準は、グリーンボンドの発行体が適格性を有するグリーンボンドにより調達した資金を使わなければならない、という要求事項によって定められています。適格プロジェクトは、明確な環境改善効果を提供するものです
- **要素 2：プロジェクトの評価及び選定のプロセス**：プロジェクトの評価及び選定の基準は、グリーンボンドの発行体が、グリーンボンド調達資金を使途とする投資の適格性を判断する際に従うプロセスの概要を示さなければならない、また、プロジェクトが目的に対する影響をどのように考慮しているかの概要を示さなければならない、という要求事項によって定められています。
- **要素 3：調達資金の管理**：調達資金の管理の基準は、グリーンボンドが発行体組織によって追跡管理されなければならないこと、また、必要な場合には、区別されたポートフォリオを構築し、未充当資金がどのように扱われるか公表するという観点で作成されなければならないことが、要求事項によって定められています。
- **要素 4：レポーティング**：レポーティングの基準は、債券への投資家に対して、少なくとも、資金の充当状況及び可能な場合には定量的もしくは定性的かつ適切なパフォーマンス指標を用いたサステナビリティレポートを発行する、という推奨事項によって定められています。

V 評価作業

DNV GL の評価作業は、発行体によって誠実に情報提供されたという理解に基づいた、利用可能な情報を用いた包括的なレビューで構成されています。DNV GL は、提供された情報の正確性をチェックするための監査やその他の試験等を実施していません。DNV GL の意見を形成する評価作業には、以下が含まれます。

i. 債券発行前検証

- 発行体固有の DNV GL の評価手順の作成
- 発行体より提供された根拠文書の評価、及び包括的なデスクレビューによる補足評価
- 発行体の管理者へのインタビュー及び関連する文書管理のレビュー
- クライテリアの各要素に対する観察結果の文書作成

ii. 債券発行後検証（*この報告書には含まれません）

- グリーンボンド発行後に発行体により提供された根拠書類の評価、上位レベルのデスクレビューによる補足評価
- 発行体の管理者へのインタビュー及び関連する文書管理のレビュー
- 現地調査および検査（必要な場合）
- 発行後時点での対象プロジェクト及び資産のレビュー（スケジュール-1 に記載された内容の更新）
- 発行後検証での観察結果の文書作成

VI 観察結果

DNV GL が実施したグリーンボンドの債券発行前検証には、i) 適用される標準/ガイドラインの条項に矛盾なく、かつ適切に適用されているかのチェック、ii) 検証を裏付ける証拠の集約、を含みます。

DNV GL の検証アプローチは、GBP 及び GBGLs への適合に関連するリスクの理解と、それらを緩和するために実施される管理手法の理解に基づいています。DNV GL は、グリーンボンドが、GBP 及び GBGLs の要求事項に合致していることへの結論を提供するために、DNVGL が必要と判断した証拠、その他の情報及び説明を得るための検証を計画し実行しました。DNV GL の観察結果と意見は以下の通りです。

根拠資料リスト

- /1/ ENEOS ホールディングス株式会社 グリーンボンド・フレームワーク
- /2/ 会社概要(室蘭バイオマス発電合同会社)
- /3/ ENEOS バイオマスパワー室蘭合同会社ウェブサイト(<https://www.ebpm.co.jp/>)
- /4/ 事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)2020年4月発行(資源エネルギー庁)
- /5/ 再生可能エネルギー発電事業計画書(FIT 認定用)
 - ・ 別紙 (設備の所在地)
 - ・ 発電量調整供給承諾書(北海道電力の系統との接続同意を証する書類)
 - ・ 工事費負担金契約書・覚書(北海道電力の系統との接続同意を証する書類)
 - ・ 代表者氏名(代表社員名)の変更に関する説明書(経営統合に伴う変更についての書類)
 - ・ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
- /6/ 自主環境影響評価報告(最終確認版)
- /7/ バイオマス燃料売買契約
- /8/ 室蘭市環境白書(令和元年度版)
- /9/ 室蘭バイオマス発電所マニュアル一覧
 - ・ 燃料搬送系統/ボイラ燃料系統(燃料搬出装置) 運転・制御方針
 - ・ オフサイト設備・燃料反動系統運転要領
 - ・ ボイラ・タービン設備運転要領
 - ・ 工水・冷却水・飲料水設備運転要領
 - ・ 圧縮空気設備運転要領
 - ・ 廃水処理設備運転要領
 - ・ 純粋設備運転要領
 - ・ 防消化設備運転要領
 - ・ 受変電設備運転要領
 - ・ 圧縮空気設備試運転要領書
 - ・ 自然災害・緊急時等に対応する規定類(災害・地震時の措置、津波対策を含む)
 - ・ 室蘭バイオマス発電(MBPG)予防規程
 - ・ 緊急時対策要領

- ・ 室蘭バイオマス発電(MBPG)チェンジ管理要領
- /10/ 北海道気候変動適応計画(令和2年3月北海道)
- /11/ 室蘭バイオマス発電所にかかる公害防止協定書(室蘭市)
- /12/ 権限規定(室蘭バイオマス発電合同会社)
- /13/ 購買業務要領(室蘭バイオマス発電合同会社)
- /14/ 決裁権限事項(室蘭バイオマス発電合同会社)
- /15/ 資金管理マニュアル(案)
- /16/ 訂正発行登録 (案)
- /17/ 電気事業者別排出係数一覧(H31年度、環境省)
- /18/ 室蘭市建築基準法施行細則
- /19/ 最大記録降雨量・最高気温・環境温度 by 気象庁観測データ(1994年～2014年)
- /20/ 室蘭市ハザードマップ(室蘭市ホームページ)
- /21/ 北海道環境データベース(北海道環境生活部環境政策課ホームページ)
- /22/ 室蘭地区工業用水道(北海道企業局工業用水道課ホームページ)
- /23/ 北海道の生物多様性ポータルサイト(北海道環境生活部環境局自然環境課ホームページ)

要素 1：調達資金の使途

DNV GL は、発行体が調達する資金が、再生可能エネルギー事業である室蘭バイオマス発電所（以下、「室蘭バイオマス」）に充当される計画であることを確認しました。室蘭バイオマスの概要は以下の通りです（本報告書のスケジュール-1「対象プロジェクト概要」を参照）。

室蘭バイオマス概要

- 会社名：ENEOS バイオマスパワー室蘭合同会社
- 設立日：2016年10月11日
- 所在地：北海道室蘭市港北町1丁目3番1
- 事業内容：パーム椰子殻（PKS）による発電事業
- ウェブサイト：<https://www.ebpm.co.jp/index.php>
- 経緯：
 - 2016年10月、日揮ホールディングス株式会社との共同出資会社として「室蘭バイオマス合同会社」を設立
 - 2017年8月、建設工事着工
 - 2019年11月、試運転を開始
 - 2020年4月、会社名を「ENEOS バイオマスパワー室蘭合同会社」に変更
 - 2020年5月24日、商業運転を開始
- 発電端出力（設計値）は74.9MW
- 東南アジア産のPKS燃料を輸入する(燃料は資金使途の対象外)

室蘭バイオマスは、本フレームワークに従って発行されるグリーンボンドの調達資金の唯一の充当先として候補に挙がっています。本候補プロジェクトは、日本国内の再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下、「FIT」）に認定されており、その前提条件として FIT 事業計画の策定ガイドラインに準拠した環境影響評価や燃料の持続可能性も考慮してされています。国内の様々な研究成果から、本事業は排出係数が 0.100 kg-CO₂/kWh 以下の再生可能エネルギー施設であることが試算されており、CO₂ 排出削減プロジェクトとして明確な環境改善効果をもたらし、発行体の「低炭素社会の形成」の推進に貢献することが期待されます。これらの情報によって GBP/GBGLs に明示されている適格グリーンプロジェクト分類に合致することが確認されました。

GBP で分類される調達資金の使途

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 再生可能エネルギー | <input type="checkbox"/> エネルギー効率 |
| <input type="checkbox"/> 汚染防止及び抑制 | <input type="checkbox"/> 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管 |
| <input type="checkbox"/> 陸上及び水生生物の多様性の保全 | <input type="checkbox"/> クリーン輸送 |
| <input type="checkbox"/> 持続可能な水資源及び廃水管理 | <input type="checkbox"/> 気候変動への適応 |
| <input type="checkbox"/> 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス | <input type="checkbox"/> 地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング |
| <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載) | |
| <input type="checkbox"/> 債券発行時には未定であるが、現時点で GBP 分類または、GBP には記載されていない他の適格分野に適合することが予想される | |

要素 2 : プロジェクトの評価及び選定のプロセス

発行体は、企業として持続的な成長を果たすためには、その前提として社会から信頼される存在でなければならないとの認識のもと、グループの「CSR に関する基本方針」や「ENEOS グループ行動基準」に基づき CSR 活動の重点分野を定めています。特に環境面では、CO₂ 排出削減に係る目標を掲げています。DNV GL はレビューを通じて、スケジュール-1 に記載されているグリーンプロジェクト候補が発行体の環境方針と一致していることを確認しました。

また発行体は、これら方針・目標に基づき、類似の社内規定と同等の業務慣行に従って、適格グリーンプロジェクトの評価及び選定プロセスを有しています。発行体による適切な社内意思決定プロセスを経て、室蘭バイオマスの評価及び選定が実施されています。室蘭バイオマスは、GBP における適格なグリーンプロジェクトの事業区分(再生可能エネルギー)、及び GBGLs における調達資金の使途の具体例として挙げられている事業に該当していることを検証活動を通じて確認しました。これらプロセスは GBP/GBGLs に合致するものです。また発行体はプロジェクトの適格性を判断するにあたって CBS の適用可能なセクター技術基準も参照しています。

要素 3 : 調達資金の管理

DNV GL は、グリーンボンド発行による調達資金の充当について、発行体の追跡管理体制についてレビューしました。具体的には以下の通りです。

- 発行体は、内部統制システムの基本方針に基づき、業務の適正を確保するための内部統制を整備しており、これに基づいた業務手順及びフローチャートに従って、調達資金の充当先を追跡できる管理を備えている。
- グリーンボンド発行により調達される資金は、他の資金と同一口座に入金されるが、対象となるグリーンプロジェクトに充てられるよう、エクセルで別途区分管理されることになっている。このためグリーンボンド調達額が、実際の充当先である建設資金額を上回らないことを調達資金の充当段階で確認する備えができています。
- 調達資金は、商業運転の開始直後である室蘭バイオマスに、全額一括して遅滞なくリファイナンスされる予定である。そのため未充当残高は発生しない。
- 資金管理に関する資料の保存は、発行体の定める文書管理規定に従い少なくとも 10 年間保存される。

DNV GL は、発行体において資金充当の流れを管理する資料が整備され、調達資金を他の残高と継続的に区分して管理する体制があることを確認しました。すなわち発行体の調達資金の充当における管理方法は適切であり、GBP 及び GBGLs に合致しています。

要素 4 : レポーティング

DNVGL は、発行体がグリーンボンド発行から全額が充当されるまでの間、充当金額を含む調達資金の充当状況を、発行体のウェブサイトにて年次で開示する計画であることを確認しました。また、グリーンボンド発行から償還されるまでの間、環境改善効果として、発行体ウェブサイトにて年次で下記の指標が開示されます。

- 対象期間における室蘭バイオマスの送電端出力 (MW)
- 送電端出力より算出した CO₂ 排出削減量 (t-CO₂/y)

これらは GBP/GBGLs に合致するものです。更に発行体は、グリーンボンドの充当状況が前述の原則・ガイドラインの主要な要素に準拠していることを確認するため、DNV GL による債券発行後検証を実施することを計画しています。

Ⅶ DNV GL の意見

以上より、グリーンボンドが、GBP/GBGLs の要求事項に準拠していないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められませんでした。この報告書では、グリーンボンドの財務的なパフォーマンス、いかなる投資の価値、あるいは長期的な環境便益に関する保証も提供されません。

DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

2020年11月10日



マーク ロビンソン
サステナビリティサービス マネージャー
DNV GL ビジネス・アシュアランス、オーストラリア



前田 直樹
代表取締役社長
DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社



田邊 康一郎
プロジェクトリーダー
DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

About DNV GL

Driven by our purpose of safeguarding life, property and the environment, DNV GL enables organisations to advance the safety and sustainability of their business. Combining leading technical and operational expertise, risk methodology and in-depth industry knowledge, we empower our customers' decisions and actions with trust and confidence. We continuously invest in research and collaborative innovation to provide customers and society with operational and technological foresight.

With our origins stretching back to 1864, our reach today is global. Operating in more than 100 countries, our 16,000 professionals are dedicated to helping customers make the world safer, smarter and greener.

スケジュール1：グリーンボンド候補プロジェクト

No.	グリーンボンドプロジェクト	グリーンプロジェクト分類 (環境改善効果)	サブ分類 (資産タイプ)	充当予定額	特記事項 (グリーンプロジェクト概要)
1	室蘭バイオマス発電所	再生可能エネルギー (エネルギー起源のCO2削減)	バイオエナジー (バイオマス発電施設)	150億円 償還期間：3年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 北海道室蘭市において、日揮ホールディングス株式会社との共同出資会社である室蘭バイオマス合同会社が、バイオマス発電所を建設し運転・維持する。 ■ 設備出力は74.9MW、東南アジア産のパームヤシ殻(PKS)を燃料とし、PKSは商社を通じて輸入する。 ■ グリーンボンドで調達された資金の100%を遅滞なくリファイナンスされる計画である。資金充当は全額を一括で行うことにより、未充当資金は生じない。

スケジュール2：グリーンボンド適格性評価手順

GBP-1 調達資金の使途

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV GL観察結果
1a	資金の種類	グリーンボンドの種類は GBP で定義される以下の種類のいずれかに分類される。 ・(標準的)グリーンボンド ・グリーンレベニューファイナンス ・グリーンプロジェクトファイナンス ・その他	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドフレームワーク 関係者へのインタビュー 文書確認 (※添付の参考資料リストを参照) 	以下のカテゴリに分類されることを確認した。 ・(標準的)グリーンボンド
1b	グリーンプロジェクト分類	グリーンボンドにおいて肝要なのは、その調達資金がグリーンプロジェクトのために使われることであり、そのことは、証券に係る法的書類に適切に記載されるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドフレームワーク 関係者へのインタビュー 文書確認 (※添付の参考資料リストを参照) 	調達資金の全額を「空蘭バイオマス発電所」の建設に投資された金額のリファイナンスに充当する予定であることが確認された。
1c	環境面での便益	調達資金使途先となる全てのグリーンプロジェクトは明確な環境面での便益を有すべきであり、その効果は発行体によって評価され、可能な場合は、定量的に示されるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドフレームワーク 関係者へのインタビュー 文書確認 (※添付の参考資料リストを参照) 	本グリーンプロジェクトは、国内の様々な研究成果から排出係数が 0.100 kg-CO ₂ /kWh 以下の再生可能エネルギー施設であることが試算から推定されており、CO ₂ 排出量削減として環境面での便益を有することを確認した。また日本国内の FIT 認定の前提条件として FIT 事業計画の策定ガイドラインに準拠した環境影響評価や燃料の持続可能性も考慮してされている。
1d	リファイナンスの割合	調達資金の全部あるいは一部がリファイナンスのために使われる場合、又はその可能性がある場合、発行体は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を示し、また、必要に応じて、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにすることが推奨される。	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドフレームワーク 関係者へのインタビュー 文書確認 (※添付の参考資料リストを参照) 	発行体は、資金調達後、資金充当は全額を一括で遅滞なくリファイナンスする予定であり、結果的に未充当資金が生じない予定であることを確認した。

GBP-2 プロジェクト選定及び評価のプロセス

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV GL観察結果
2a	プロジェクト選定のプロセス	<p>グリーンボンドの発行体はグリーンボンド調達資金の用途となるプロジェクトの適格性を判断したプロセス概要を示すべきである。これは以下を含む(これに限定されるものではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行体が、対象となるプロジェクトが適格なグリーンプロジェクトの事業区分に含まれると判断するプロセス グリーンボンド調達資金の用途となるプロジェクトの適格性についての規準作成 環境面での持続可能性に係る目標 	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドフレームワーク 関係者へのインタビュー 文書確認 (※添付の参考資料リストを参照) 	発行体はグリーンボンド調達資金の用途となるプロジェクトの適格性を判断したプロセスを有しており、その概要をフレームワークの中で明記していることを確認した。
2b	発行体の環境及び社会的ガバナンスに関するフレームワーク	<p>グリーンボンドプロセスに関して発行体により公表される情報には、規準、認証に加え、グリーンボンド投資家は発行体のフレームワークや環境に関連する持続性に関するパフォーマンスの品質についても考慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドフレームワーク 関係者へのインタビュー 文書確認 (※添付の参考資料リストを参照) 	発行体の実施するグリーンプロジェクトは、自治体の条例に基づく環境の保全における事業者の責務の達成のために、環境側面における自主的な影響評価が十分に実施されていることを確認した。

GBP-3 調達資金の管理

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV GL観察結果
3a	調達資金の追跡管理-1	<p>グリーンボンドによって調達される資金に係る手取金は、サブアカウントで管理され、サブ・ポートフォリオに組み入れ、又はその他の適切な方法により追跡されるべきである。また、グリーンプロジェクトに係る発行体の投融資業務に関連する正式な内部プロセスの中で、発行体によって証明されるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドフレームワーク 2.(3)調達資金の管理 財務 IR 部の資金管理に関する管理マニュアル及び経理部の資材等の購買フローチャート 関係者へのインタビュー 	<p>会社は「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」とし、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しており、これに基づいた業務手順及びフローチャートに従って、調達資金の充当先を追跡できる管理を備えている。</p> <p>調達資金は他の資金と同一口座に入金されるが、対象となるグリーンプロジェクトに充てられるよう、エクセルで別途区分管理されることになっている。このため財務IR部では資金充当の流れを管理する資料を整備し、グリーンボンド調達額が実際の充当先である建設資金額を上回らないことを確認することになっている。DNV GLは、ENEOSが上記プロセスを通じて対象となる資産への充当を会社の内部統制により追跡管理ができることを確認した。</p>

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV GL観察結果
3b	調達資金の追跡管理-2	グリーンボンドの償還期間において、追跡されている調達資金の残高は、一定期間ごとに、当該期間中に実施された適格プロジェクトへの充当額と一致するよう、調整されるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 財務 IR 部の資金管理に関する管理マニュアル 	ENEOSの財務IR部では資金充当の流れを管理する資料を整備し、グリーンボンド調達額が実際の充当先である建設資金額を上回らないことを調達資金の充当段階で確認する備えができており、DNV GLは会社が調達資金を他の残高と継続的に区分して管理する体制があることを確認した。
3c	一時的な運用方法	適格性のあるグリーンプロジェクトへの投資または支払いが未実施の場合は、発行体は、未充当資金の残高についても、想定される一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドフレームワーク 2.(3)調達資金の管理 リファイナンス対象となる支出済み資金の流れ 関係者へのインタビュー 	今回の調達額はこれまでの投資額に対するリファイナンスとして実行し、全額が充当されるため未充当残高は生じない。 DNV GLはリファイナンス対象となる支出済み資金の流れを確認し未充当残高が発生しない予定であることを確認した。

GBP-4 レポーティング

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV GL観察結果
4a	定期レポートの実施	調達資金の用途及び未充当資金の一時的な投資のレポートに加え、発行体はグリーンボンドで調達した資金が充当されているプロジェクトについて、少なくとも年に1回、以下を考慮した上で、各プロジェクトのリストを提供すべきである。 -守秘義務や競争上の配慮 -各プロジェクトの概要、期待される持続可能な環境・社会的な効果	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドフレームワーク 関係者へのインタビュー 文書確認（※添付の参考資料リストを参照） 	発行体は、グリーンボンド発行から資金充当完了までの間、調達資金の充当状況を年次で開示する予定であることを確認した。